

茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の事業所（以下「事業所」という。）が市内において重度障害者等に入浴サービスの提供を行う事業に対し、市が補助金を交付することにより障害福祉サービス事業の円滑な運営を促進し、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、事業所が、次の各号のいずれかに該当する者のうち法第22条第1項の規定に基づき茨木市から介護給付費等の支給決定を受けた重度障害者等（施設入所支援の支給決定を受けておらず、かつ、事業所が作成する個別支援計画に基づき入浴サービスの提供を行うことが決定しているものに限る。）に対し入浴サービスの提供を行う事業とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級又は2級である者
- (2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定による療育手帳の交付を受け、かつ、障害の程度がAである者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、障害の程度が1級である者

2 補助の対象となる事業は、前項の定めを満たすもののうち、対象者1名につき各週（日曜日から土曜日までの7日間のことをいう）の上限を3件までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 本市が設置する施設の指定管理者が行う事業（指定管理の対象施設で行う事業に限る。）
- (2) 補助を行う年度の初日において次のいずれかに該当する事業者が行う事業
 - ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された日から5年を経過しない事業者
 - イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者で、費用の返還が完了していないもの

(3) 前号に掲げるもののほか、補助を行う年度において次のいずれかに該当する事業者が当該事業者に該当することとなった日以後に行う事業

ア 法第50条第1項、第51条の29第1項又は第2項の規定により指定を取り消された事業者

イ 法第50条第1項第6号、第51条の29第1項第6号又は同条第2項第5号に規定する費用の請求に関する不正が認められた事業者

(補助金額)

第3 補助額は、入浴サービスの提供1件につき1,150円とする。

(補助金の交付時期等)

第4 補助金の交付は、当該年度において上半期(4月分から9月分まで)及び下半期(10月から翌年3月分まで)の2回とする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付について、上半期及び下半期においてそれぞれ申請その他必要な手続を行わなければならない。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に実績報告書を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けた者は、茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(立入検査)

第9 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整理)

第10 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第11 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取り消し等)

第12 市長は、補助金の交付を受ける者あるいは受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第13 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年9月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和8年4月1日以後に実施する事業について適用し、同日前に実施した事業については、なお従前の例による。

様式第1号（第5関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

所在地

事業者

代表者名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付申請書

茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金（上半期分・下半期分）の交付を次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業
- 2 事業所名
- 3 交付申請額
- 4 添付書類
実績報告書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在地
事業者名
代表者名 様

茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金（上半期・下半期）は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条件

年 月 日

茨木市長



様式第3号（第7関係）

令和 年 月 日

（請求先）茨木市長

所在地
事業者名
代表者名

㊟

茨木市生活介護事業所入浴サービス促進事業補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で決定通知のあった事業補助金（上半
期分・下半期分）を次のとおり請求します。

1 補助対象事業

2 事業所名

3 金額